

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および
適合性の判断のための具体的な手続きの開示

2023年4月25日

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・ グリーンローン原則（ローンマーケット協会＜ Loan Market Association ＞ほか）
- ・ グリーンローンガイドライン（環境省）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているグリーンローンに融資しております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・ グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜ International Capital

Market Association >)

- ・ グリーンボンドガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているグリーンボンドに投資しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・ サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット協会< Loan Market Association >ほか）
- ・ サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けているサステナビリティ・リンク・ローンに融資しております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会< International Capital Market Association >）

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行では、外部評価を受けている サステナビリティ・リンク・ボンドに投資しております。

5. トランジション・ファイナンス

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・ クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック（国際資本市場協会＜ International Capital Market Association＞）
 - ・ クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針（金融庁、経済産業省、環境省）
 - ・ グリーンローン原則（ローンマーケット 協会＜ Loan Market Association＞ほか）
 - ・ グリーンボンド原則（国際資本市場協会＜ International Capital Market Association＞）
 - ・ サステナビリティ・リンク・ローン原則（ローンマーケット 協会＜ Loan Market Association＞ほか）
 - ・ サステナビリティ・リンク・ボンド原則（国際資本市場協会＜ International Capital Market Association＞）
 - ・ グリーンボンドガイドライン（環境省）
 - ・ グリーンローンガイドライン（環境省）
 - ・ サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン（環境省）
- 当該案件の業界にかかるロードマップ（経産省ほか）

(2) 上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ 当行では、外部評価を受けているトランジション・ファイナンスに投融資しております。
- ・ なお、ロードマップが存在している分野にかかるトランジション・ファイナンスについては、当該ロードマップとの整合性も合わせて確認しております。

II. I. に準じる投融資

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

以下の何れかに該当する投融資（資金使途が以下のとおり限定されている投融資）であること

- ・ 環境影響評価法や同条例等を遵守した再生可能エネルギー関連プロジェクト（例：太陽光発電施設、風力発電施設、バイオマス発電施設の建設、取得、改修、運営に係る投融資）
- ・ 環境影響評価法や同条例等を踏まえ、CASBEE、LEED、BELS、DBJ Green Building、BREEAM の認証の上位 2 ランク以上を取得済みのグリーンビルディングの建設、取得、改修費用にかかる投融資

(2) 上記（1）の基準の策定および（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ 上記（1）の対象投融資は、当行のグリーンボンド・フレームワークを基準に選定しております。
- ・ また、本グリーンボンド・フレームワークは、資金使途、プロジェクト評価・選定、資金管理、レポートにかかる具体的な行内管理手続き等を定めたものであり、グリーンボンド原則 2018（国際資本市場協会 < International Capital Market Association >）、環境省のグリーンボンドガイドライン 2020 年版に適合している旨、サステイナリティクス社によるセカンドパーティーオピニオンを取得しております。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

あおぞら ESG フレームワークローン（グリーン）：
当行が独自に定めた基準を満たし、当行がグリーンローンと評価したローン

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ 当行独自の基準については、グリーンローン原則（ローンマーケット協会< Loan Market Association >ほか）、グリーンローンガイドライン（環境省）に整合している旨、格付投資情報センターによるセカンドオピニオンを取得しております。
- ・ あおぞら ESG フレームワークローン（グリーン）は当行が主体となり、対象プロジェクトの評価と選定のプロセス及び調達資金の管理について確認を行うという点で、上記原則、ガイドラインに適合していません。
- ・ 融資にかかる当該基準への適合性については、気候変動対応に関する与信関連計数の取りまとめを担当する部署（サステナビリティ推進部）が確認しております。

3. 類型その3

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

あおぞら ESG フレームワークローン（SLL）：
当行が独自に定めた基準を満たし、当行がサステナビリティ・リンク・ローンと評価したローンであり、気候変動対応に紐づいた SPTs が設定されているもの

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ 当行独自の基準については、サステナビリティ・リンク・ローン原則

(ローンマーケット協会< Loan Market Association >ほか)、サステナビリティ・リンク・ローンガイドライン(環境省)に整合している旨、格付投資情報センターによるセカンドオピニオンを取得しております。

- ・ あおぞら ESG フレームワークローン (SLL) は以下の点で上記原則、ガイドラインに適合していません。
 - ① SPTs の野心性の判断基準となる 3 つの項目のうち 1 つ以上を満たせば SLL として評価することができる点
 - ② 融資先から当行へのレポート内容、当行による SPTs 達成状況の検証結果の一般開示を行わない点
- ・ 融資にかかる当該基準への適合性については、気候変動対応に関する与信関連計数の取りまとめを担当する部署(サステナビリティ推進部)が確認しております。

4. 類型その 4

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

ポジティブ・インパクト・ファイナンス(資金用途が限定されていない投融資)：

以下の 4 つの要件をすべて満たす融資であること

- ① 「ポジティブ・インパクト金融原則」(国連環境計画・金融イニシアティブ< UNEP Finance Initiative >)に適合すること
- ② 融資先が気候変動対応に紐づいた KPI を設定していること
- ③ 融資の実行期間中、融資先自身が KPI の達成状況を年 1 回以上確認し、開示すること
- ④ 融資先のインパクト評価およびその結果の開示を行う仕組みの構築が、ポジティブ・インパクト・ファイナンスとして、独立した第三者機関による外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・ 当行独自の基準については、法人営業統括部で策定し、法人営業統括部長の決裁を取得しております。
- ・ 投融資にかかる当該基準への適合性については、気候変動対応に関する与信関連計数の取りまとめを担当する部署（サステナビリティ推進部）が確認しております。
- ・ 他の金融機関がアレンジャーとなって行う、上記(1)の要件を満たす投融資に当行がシンジケート・ローン形式で参加する場合も、当該基準への適合性やアレンジャー等が行うエンゲージメントの内容をサステナビリティ推進部が確認し、当行が融資した金額の範囲内で対象投融資としております。

以 上